

令和 7 年 8 月 2 6 日

住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付

マンションの管理・再生の円滑化等のための改正法の 一部の施行に伴う関係政令を閣議決定

～マンション管理適正化支援法人の登録制度等を 1 1 月 2 8 日から開始～

令和 7 年 5 月に公布された「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 4 7 号）の一部の施行期日を定める政令及びその施行に必要な規定の整備を行う政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、令和 7 年 5 月 3 0 日に公布されました。

今般、同法の一部の施行期日を定めるとともに、その施行に必要な規定の整備を行うための政令を制定します。

2. 概要

① 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

以下の事項に係る改正法の施行期日を令和 7 年 1 1 月 2 8 日とします。

- ・ 都道府県知事等の建替え等及びマンションの管理に係る権限の強化関係
- ・ マンション管理適正化支援法人の登録制度の創設関係

※ 管理計画認定制度に係る改正は公布日から 2 年以内に、その他の事項は令和 8 年 4 月 1 日に施行予定です。

② 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

以下 3 つの政令において条項ずれを改めるための所要の規定の整理を行います。

- ・ マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令
- ・ マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令
- ・ 地方税法施行令

3. スケジュール

公布：令和 7 年 8 月 2 9 日（金）

施行：令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）

<問合せ先>

住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 藤南、澁澤

TEL：03-5253-8111

